

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	岐阜県都市計画基礎調査ファイル	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 都市政策課	
4	個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行う。 ・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）する。 	
5	記録項目	人口（人口規模、将来人口等）産業（産業・職業分類別就業者数等）土地利用（土地利用現況（位置、用途、面積、低未利用土地）等）、建物（建物利用現況（用途、階数、構造、建築面積、延床面積、建築年、耐火構造種別、高さ、空家）、大規模小売店舗等の立地状況等）、都市施設（都市施設の位置・内容等）、交通（主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度等）、地価（地価の状況）、自然的環境等（緑の状況）、災害（災害の発生状況）	
6	記録範囲	都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等	
7	記録情報の収集方法	公表資料（国勢調査、経済センサス、国土数値情報、農林業センサス等）及び庁内資料（都市計画図書、建築確認申請書類等）、現地踏査により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	調査結果を公表（オープンデータ化）する岐阜県オープンデータカタログサイトの閲覧者等	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）岐阜県 都市建築部 都市政策課	
		（所在地）〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

		政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	備 考		

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	岐阜県屋外広告物講習会の受講記録ファイル	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 都市政策課	
4	個人情報ファイルの利用目的	屋外広告物法における岐阜県屋外広告物講習会の受講受付、講習会修了証の再発行手続きに利用する。	
5	記録項目	1 修了証番号、2 講習会年月日、3 住所、4 氏名、5 生年月日	
6	記録範囲	屋外広告物法における岐阜県屋外広告物講習会の受講者	
7	記録情報の収集方法	屋外広告物講習会受講申込書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県 都市建築部 都市政策課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) ー (所在地) ー
15	行政機関等匿名加工情報の概要	ー
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
18	備 考	

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	屋外広告業登録簿ファイル	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 都市政策課	
4	個人情報ファイルの利用目的	屋外広告物条例に基づく登録及び一般の閲覧	
5	記録項目	1 登録番号、2 登録年月日、3 更新年月日、4 氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）、5 住所、6 岐阜県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地、7 役員の職氏名、8 法定代理人の氏名及び住所（未成年者の場合）、9 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	
6	記録範囲	屋外広告業者	
7	記録情報の収集方法	屋外広告業登録申請書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県 都市建築部 都市政策課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) ー (所在地) ー
15	行政機関等匿名加工情報の概要	ー
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
18	備 考	

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	二級・木造建築士試験合格者名簿	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 建築指導課	
4	個人情報ファイルの利用目的	建築士登録事務に利用	
5	記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所 5 電話番号	
6	記録範囲	建築士試験合格者	
7	記録情報の収集方法	県指定試験機関より入手	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県都市建築部 建築指導課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備 考	

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	二級・木造建築士登録名簿	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 建築指導課	
4	個人情報ファイルの利用目的	法令上の義務による。 建築基準法等の手続きに係る審査等に利用する。	
5	記録項目	1 氏名 2 通称名 3 生年月日 4 性別 5 免許証写真(H23年度より) 6 住所 7 電話番号 8 勤務先名称 9 勤務先電話番号 10 外国籍国名 11 欠格事由	
6	記録範囲	二級・木造建築士登録履歴のある者	
7	記録情報の収集方法	登録申請者より県指定登録機関を通じて入手	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	-	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県都市建築部 建築指導課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

		政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	備 考		

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	県営住宅管理業務ファイル	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 住宅課	
4	個人情報ファイルの利用目的	県営住宅入居者の募集・許可、家賃等の決定・収納事務、収入認定等の審査、家賃滞納整理事務等に利用する。	
5	記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5性別、6マイナンバー、7所得税法による所得額及び控除	
6	記録範囲	県営住宅入居者	
7	記録情報の収集方法	入居者本人からの書類提出による	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	岐阜県住宅供給公社	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県都市建築部 住宅課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備 考	

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	利子補給金対象者名簿	
2	行政機関等の名称	岐阜県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建築部 住宅課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住宅建設等資金利子補給金の交付	
5	記録項目	氏名 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	
6	記録範囲	住宅建設等資金の利子補給金の受益者	
7	記録情報の収集方法	請求者本人からの書類提出による	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 岐阜県 都市建築部 住宅課	
		(所在地) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	個人情報ファイルの種別
		政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 岐阜県 都市建築部 住宅課 (所在地) 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備 考	